

上市町へ転入された方へ

●新しい住所に住み始めた日から14日以内に窓口で住所変更手続きを行ってください。

以下に該当する方は、それぞれ手続きが必要となります。

チェック	項目	異動	手続きなど	担当課 窓口
□	・個人番号(マイナンバー)カード 【顔写真付きのもの】	転入 転居	カードの住所変更手続きを行いますので提示してください。 (※カード交付時に設定された数字4ケタの暗証番号が必要です。)	町民課
		カード 転入	カードを持参し継続利用手続きをしてください。 (※カード交付時に設定された数字4ケタの暗証番号が必要です。)	
□	・署名用電子証明書	転入 転居	氏名、性別、生年月日、住所のいずれかが変更になった場合、自動的に失効します。必要な方は登録手続きをしてください。(※カード交付時に設定された英数字混合6～16ケタの暗証番号が必要です。)	本庁1階 1番窓口
□	・印鑑登録	転入	登録する印鑑と本人確認書類を持って手続きをしてください。転入手続後、登録可能です。	
□	・国民年金に加入中の方 ・国民年金を受給中の方	転入 転居	手続きは不要です。 (※年金機構からの郵便物を登録住所以外に送付希望の場合は、届出が必要です。)	町民課 本庁1階 2番窓口
□	・国民健康保険	転入 転居	転入前の市町村で国保に加入しておられた方には国保加入の手続きを行い資格確認書等を交付します。 転居の方は住所・氏名・世帯主等、資格確認書等の記載事項が変更になった場合は差し替えとなります。	町民課
□	・後期高齢者医療保険	転入	窓口で必要な手続きをしてください。	本庁1階 4番窓口
□	・重度心身障害者等医療費 助成(障害をお持ちの方)			
□	・犬の登録	転入	住所の変更届をしてください。 スマホ役場(LINE)からでも手続き可能です。	町民課 本庁1階 3番窓口
□	・原付・農耕車・125cc 以下のバイク等を所有している方	転入	以前お住まいだった市町村で発行された廃車証明書(またはナンバープレート)をお持ちの上、手続きをしてください。	財務課 本庁1階 9番窓口
□	・小中学校に通っている方	転入 転居	窓口で町民課から発行する確認票を持参した上で手続きをしてください。	教育委員会 事務局 本庁3階
□	・上市町の町営住宅・定住 促進住宅にお住まいの方	転入 転居	事前に窓口へ申出てください。転入される場合は、転入手続の後、 <u>本籍・続柄の分かる住民票</u> を建設課へ提出してください。	建設課 管理建築班 本庁3階
□	・上下水道の開始・中止	転入 転居	使用開始手数料1000円がかかります。窓口でお申し込みください。	建設課上下水道班 本庁1階12番窓口

裏面へ続きます

以下に該当する方は、それぞれ手続きが必要となります。

チェック	項目	異動	手続きなど	担当課 窓口	
<input type="checkbox"/>	・こども医療費助成	転入 転居	該当する方は手続きをしてください。	福祉課 児童班 つるぎ ふれあい館 2階	
<input type="checkbox"/>	・妊産婦医療費助成	転入			
<input type="checkbox"/>	・ひとり親家庭等医療費助成	転入 転居	該当する方は手続きをしてください。(※転居は児童扶養/特別児童扶養手当をもらっている方のみ該当)		
<input type="checkbox"/>	・児童手当	転入	高校生年代までのお子さまを養育している方が対象です。詳しくは窓口でお問い合わせください。 (※公務員は勤務先での手続きとなります)		
<input type="checkbox"/>	・療育手帳	転入 転居	お持ちの方は窓口で住所変更の手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	・児童扶養手当	転入 転居	該当する方は認め印をお持ちの上、窓口へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	・特別児童扶養手当				
<input type="checkbox"/>	・保育所(園)	転入	保育所(園)に入所しているお子さまがいる場合は、手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	・保健行事(検診等)	転入	対象の方は広報上市をご覧ください。詳細についてはお問い合わせください。		福祉課 保健班
<input type="checkbox"/>	・予防接種問診票	転入	妊娠中の方及び20歳までの方が転入される場合、母子健康手帳をお持ちになり手続きをしてください。		つるぎ ふれあい館 2階
<input type="checkbox"/>	・妊婦・乳幼児健診				
<input type="checkbox"/>	・介護保険	転入	要介護認定を受けている方は、受給資格証明書(前市区町村でもらえます)をお持ちの上、手続きをしてください。認定を受けていない方は手続きの必要ありません。	福祉課 社会福祉班	
<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	転入 転居	窓口で住所変更等の手続きをしてください。マイナンバーカード、資格確認書、障害者手帳、受給資格証をお持ちください。	つるぎ ふれあい館 1階	

～その他～

【運転免許証の住所変更】

・警察署等にて手続きをしてください。(本籍入の住民票または券面事項の変更をした後のマイナンバーカードが必要)

【自動車の住所変更】

・軽自動車…軽自動車検査協会にて手続きをしてください。(住民票が必要)
・普通自動車…富山運輸支局にて手続きをしてください。(住民票が必要)

上市町役場 〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 ☎076-472-1111(代表)